

## 調布市建設工事における技術者等の専任配置特例に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、調布市（以下「市」という。）が発注する建設工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び営業所技術者の専任配置の特例について、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令等に基づく基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の定義については、建設業法その他関係法令等（「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）」並びに調布市建設工事における技術者等配置基準を含む。）、別に定めのあるものに準じることとする。

### (請負金額)

第3条 兼任する各工事が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）であること。

2 工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を適用できないこととし、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

### (兼任できる工事現場数)

第4条 兼任する建設現場の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼任することを可能とするが、専任を要しない工事現場についても、専任特例1号の全ての要件（請負金額除く）を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

2 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼任することはできない。

### (工事現場間の距離)

第5条 勤務時間内に巡回ができ、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

(下請次数)

第6条 市の工事を受注した事業者が注文者となった場合、下請契約から数えて、下請次数が3を超えてはならない。

2 工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は適用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

(連絡員の配置)

第7条 技術者が工事を兼任する場合は、連絡員を各工事に置かなければならない。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼任することは可能とする。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも認める。

2 連絡員は、監理技術者等が遠隔からする指示等に対して、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行わなければならない。

3 連絡員には、必要な実務の経験として認められる内容は、建設業法第7条第2号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験を有していなければならない。

4 連絡員に対しては、工事への専任や常駐は求めない。

5 連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は求めない。

ただし、連絡員は受注者が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は受注者が負うものとする。

(情報通信技術の措置等)

第8条 情報通信技術を用いて、現場作業員の入退場及び現場状況を遠隔から確認するための措置等を講じなければならない。

(人員の配置を示す計画書の作成及び保存等)

第9条 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第5号で掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び建設業法第28条第1項に規定する帳簿（第26条第6項の規定

による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存しなければならない。

(標識の掲示)

第10条 「専任特例1号」を適用する場合、建設業法施行規則で定める様式に基づいて、所定の項目を記載した標識を当該工事現場に掲げなければならない。

(営業所技術者又は特定営業所技術者の兼任)

第11条 営業所技術者又は特定営業所技術者が、第3条第1項で定める金額を満たし、専任を要する工事現場の主任技術者等を兼任する場合、当該営業所において締結された1件の工事に限り、営業所から工事現場との間で概ね2時間程度で移動できることを条件に兼任を認める。

2 前項の兼任を行う場合、事業者は第6条から第10条までの規定で定める事項等を適切に実施しなければならない。

3 工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は兼任を解消し、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

(雑則)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降に締結する工事請負契約について適用する。

附則(令和7年7月10日)

この基準は、令和7年7月10日から施行する。